

熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部
変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のとおり変更する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更
する協約

熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のよう
に変更する。

別表第3の2結び付きやネットワークの強化に係る政策分野の表中(3)の項を(4)の
項とし、(2)の項を(3)の項とし、(1)の項の次に次のように加える。

(2) ICT を活用し た広域的 な情報発 信	取組内容	圏域内外に対する圏域情報の発信について、ICTを活用した効果的な発信体制の構築に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して圏域の情報発信体制を構築するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域の情報発信体制を構築する。

(提出理由)

熊本市と甲佐町との間における連携協約の一部を変更するため、地方自治法第252条の2第4項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。